

いわき市視聴覚ライブラリー条例

昭和50年3月27日

いわき市条例第28号

改正 平成19年6月26日いわき市条例第30号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、視聴覚ライブラリーを設置する。

(名称及び位置)

第2条 視聴覚ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
いわき市立視聴覚ライブラリー	いわき市平字田町120番地

(業務)

第3条 いわき市立視聴覚ライブラリー（以下「ライブラリー」という。）は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学校、社会教育施設等に対する視聴覚機材、教材の供給に関すること。
- (2) 視聴覚機材、教材の利用促進のための解説資料等の作成及び配布に関すること。
- (3) 視聴覚機材、教材の利用促進のための研修及び指導の実施に関すること。
- (4) 視聴覚教材の制作及び視聴覚機材の補修に関すること。
- (5) その他視聴覚教育に関する機関、団体等との連絡、協力等に関すること。

(運営委員会)

第4条 ライブラリーの円滑な運営に資するため、視聴覚ライブラリー運営委員会を置くことができる。

(委任)

第5条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月26日いわき市条例第30号）

この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。